

母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉

母子家庭及び父子家庭においては、多くの人が精神的・経済的に不安定な状況に置かれる傾向があることから、暮らしを安定させるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の援助により、自立の助長と福祉の増進に努めています。

<母子父子寡婦福祉の理念>

- ・ 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。
- ・ 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

<母子(父子)家庭とは(配偶者のいない女子(男子))>

配偶者と死別した女子(男子)であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる女子(男子)をいう。

- (1) 離婚した女子(男子)であって、現に婚姻をしていない者
- (2) 配偶者の生死が明らかでない女子(男子)
- (3) 配偶者から遺棄されている女子(男子)
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子(男子)
- (5) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている女子(男子)
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子(男子)
- (7) 婚姻によらないで母(父)となった女子(男子)であって、現に婚姻をしていない者

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号))

<寡婦とは>

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により児童を扶養していたことのある者

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「資金の貸付」中、57ページ「母子父子寡婦福祉資金」を参照

(各年度3月末現在)

年度	3	4	5	6	7
新規貸付件数（件）	0	0	0	0	0

2 母子家庭等医療費公費負担制度

「福祉医療」中、44ページ「3 母子家庭等医療」を参照

3 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、主張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。（一定額以上の所得がある方は、一部利用者負担あり）

(各年度3月末現在)

年度	3	4	5	6	7
利用件数（件）	0	0	0	0	0

4 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成期間で修業する場合などに、給付金を支給しています。（事前に母子・父子自立支援員への相談が必要）

(各年度3月末現在)

内容 \ 年度	3		4		5		6		7	
	申請	給付	申請	給付	申請	給付	申請	給付	申請	給付
教育訓練給付金（件）	4	2	3	3	3	3	2	2	1	1
高等職業訓練促進給付金（件）	0	0	1	1	1	2	3	3	2	2
高等職業訓練修了支援給付金（件）	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1

5 ひとり親家庭等養育費確保に向けた支援事業

ひとり親家庭が経済的に安定した生活を送るために、取り決められた養育費を確実に受け取るための支援を目的として、養育費に関する公正証書等作成費用及び養育費保証契約保証料を助成します。

(各年度3月末現在)

内容 \ 年度	3	4	5	6	7
公正証書等作成費用（件）	9	13	18	12	10
養育費保証契約保証料（件）	1	0	0	0	0

6 ひとり親家庭等学習塾利用助成事業

ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの進学を応援するため、学習塾利用費用の全部または一部を助成します。

(各年度3月末現在)

年度	3	4	5	6	7
助成件数（件）	-	-	23	53	61

※令和5年度事業開始

7 ひとり親家庭等大学受験料等利用助成事業

ひとり親家庭・低所得の世帯におけるこどもの受験を応援するため、模試費用、大学受験料を助成します。

(各年度3月末現在)

年度	3	4	5	6	7
助成件数(件)	-	-	21	34	49

※令和5年度事業開始